

●香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年9月11日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
男女参画・県民活動課	平成27年6月9日
文化芸術局	〃
水資源対策課	平成27年6月10日
情報政策課	〃
統計調査課	〃
自治振興課	平成27年6月15日
選挙管理委員会事務局	〃
漆芸研究所	平成27年7月8日
東山魁夷せとうち美術館	〃
政策課	平成27年7月21日
地域活力推進課	〃
予算課	〃
東京事務所	平成27年7月28日
小豆総合事務所	〃
県立ミュージアム	平成27年8月31日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

事務事業の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

建物等の賃料について調定が遅れたため、納入通知書が納期限の10日前までに納入者に到着していなかった。（東京事務所）

イ 支出について

(ア) 役務費（ICカード乗車券チャージ費用）の資金前渡について、年度区分を誤って支出しているものがあつた。（東京事務所）

(イ) 平成26年3月に廃棄したごみの処理手数料について、平成25年度の予算で執行すべきところ、請求書を受領した平成26年度の予算で執行していた。また、請求書により支出負担行為をしているが、事前の施行伺がなかった。(予算課)

ウ 手当について

(ア) 事務所から離れた場所で勤務する職員の超過勤務等命令簿が、事後に一週間分まとめて作成されていた。また、超過勤務等命令簿に勤務時間確認者印が漏れているものがあった。(東京事務所)

(イ) 高速道路利用に係る通勤手当について、高速道路利用還元額明細書及び利用証明書の確認がされておらず、支給額に誤りがあった。(情報政策課)

(ウ) ローテーション勤務を行う職員について、正規の勤務時間に対して誤って超過勤務手当を支給しているものがあった。(漆芸研究所)

エ 契約について

(ア) 職員住宅の修繕料について、契約金額が50万円を超えているため、契約書を作成する必要があった。(東京事務所)

(イ) 建物と一体の契約で貸し付けている物品について、賃貸借契約書と物品貸付簿との間で、貸付期間と物品の件数が一致していなかった。また、事務室の一部の貸付けについて、賃借料の調定が2か月以上遅れていた。賃貸借契約を締結している所属と財産を管理する所属が異なっており、相互の連絡を密にして、適切に事務を処理する必要がある。(東京事務所)

(ウ) 工事の完了検査において、工事監督員である職員を工事検査員に命じていた。また、検査命令書の様式に誤りがあった。(東京事務所)

オ 物品について

(ア) 指定管理者への貸付物品について、貸付契約書に物品の記載漏れがあった。また、物品返納に係る変更契約書と備品出納通知書の日付が一致しておらず、物品貸付簿に返納年月日の記入と確認印の押印がなかった。(男女参画・県民活動課)

(イ) 不用となったパソコンについて、廃棄処分の決定をする前に、処理業者と廃棄処分の契約をしていた。当該パソコンのデータ消去について、事前にセキュリティ管理者の許可を得ていないものがあった。また、パソコンを廃棄する際に、備品出納通知書記載の払出日を、業者に引き渡した日より後の日付としているものがあった。(男女参画・県民活動課)

(ウ) 借入物品について、借入品出納保管簿への登記がされていないものがあった。(情報政策課)

(エ) 物品の共用責任者の指定(指定解除)簿について、作成されていないもの、並びに解除及び指定の記入ができていないものがあった。また、取得した備品について、供用の手続ができていないものがあった。(漆芸研究所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし